

## 第7章 情報収集・事実確認

### 1. 事前アセスメント(事実確認前の情報収集)

初回訪問前に現在把握している情報に加え、関係機関から必要な情報を収集する必要があります。情報収集には下記のような意義があります。

- ① 本人や養護者への信頼関係を構築する糸口をみつけるため
- ② 事実確認に行く際の下準備のため ※支援者側の危険予測も必要です。  
ただし、事実確認前の情報収集には時間をかけすぎないことが重要です。

#### (1) 必要な情報

対象となる方の家族状況等を把握するために同居家族の把握、その関係性等の理解が重要です。

役立つものの例:同居家族構成…住民票

:家族の法的関係、転居歴…戸籍謄本・戸籍附票

- ・上記の情報の入手は市役所介護長寿課に依頼します。
- ・生活保護受給の有無については市役所福祉支援課保護係へ確認を依頼します。
- ・家族関係、生活歴等は保健所、他の地域包括支援センター、ケアマネジャー、サービス担当者、医療機関、警察、消防、民生委員等様々な機関にアプローチする必要があります。

#### (2) 関係機関からの情報収集のポイント

- ・今現在関わっているかだけでなく、過去に関わったか否かを確認します。
- ・関係が途切れていた(いる)場合は、なぜ、途切れたかを確認します。
- ・過去に関係機関との関係が切れた理由から、今後の対応のヒントが得られることがあります。

#### (3) 個人情報保護法の例外規定

個人情報保護法の第三者提供の制限には次のような例外規定が示されています。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれのあるとき

(東京都マニュアル参照)

※上記の場合には、高齢者虐待対応において第三者提供の制限は受けません。

### 2. 事実確認

事実確認は、通報内容に関する事実の確認を行うことです。 ※「虐待の事実が確認できること」ではありません。

事実確認は市町村、地域包括支援センターの役割です。 ※参考「事実確認票ーチェックシート(C票(表))」。

#### (1) 事実確認の方法

- ① 原則、自宅に訪問し確認します。
- ② 信頼関係を構築しやすい形で訪問します。虐待の疑いのある世帯においては、家族間に緊張関係が生じている場合が多いため、それぞれに緊張、ストレス等を与えないように直接的ではなく、別の理由で訪問する等の配慮が必要です。

例)健康診査、介護サービスの紹介等

『中津市地域包括支援センターの〇〇です。この地域の高齢者の方への健康診査(介護サービスの紹介等)を行っています。少しよろしいでしょうか。』等、決して『虐待の～』という表現はしない。

③友好的な関係をすでに持っている方との同行訪問も信頼関係を築きやすいといえます。

例) ケアマネジャー、友人、民生委員等

④原則本人と養護者は別々に対応します。

養護者は孤立、孤独感、介護疲労、嫌悪感、不安等複雑な心境を抱いていると予測できますので、「本人」を支援することのみを目的として関わることに抵抗感が生じるでしょう。したがって、養護者も支援すること(受容、共感、介護負担軽減への支援等)が必要かつ重要です。双方の言い分が衝突することもあるため、本人と養護者とは別々の職員が対応します。

## (2) 事実確認の内容

① 通報内容についての事実確認

② 高齢者の安全確認(安否確認) ⇒ 緊急性の判断

※基本的には緊急性の判断はコアメンバー会議で行いますが、明らかに緊急性が高い場合はコアメンバー会議を経ずその場で対応し、のちに介護長寿課に連絡することもできます。

(例)・緊急性の判断基準をもとに総合的に判断。

・また、高齢者自身が自ら助けを求めることができない状況や助けを求める場所が無い場合や、長期間安否が確認されていない状況も緊急性が高いと考えられます。

緊急性が高いと判断した場合は早急に介護長寿課に繋ぎ、情報提供・相談・協力を求めます。また、警察への通報、救急者の要請等も必要に応じて行い、現場では柔軟な対応が求められます。

事実確認にあたっては一人で判断はせず、必ず複数人での事実確認が大切となります。

③ 虐待の事実確認(虐待の種類や程度、発生状況、心身・生活の状況、高齢者・養護者の訴え、高齢者の意思)

本人の訴え＝「主観的事実」と「意思・意向」は区別して把握します。

その上で・本人(養護者)は虐待の事実をどう捉えているか

・本人(養護者)はどのような生活がしたいか

という点を考慮しながら「本人(養護者)の意思」を確認していきます。今後の対応を考える上で重要な情報源になります。

注)・本人、養護者の「虐待への自覚」や「意思」は虐待の事実があるかないかという判断には関係しません。